

変更契約情報

| | | | |
|---------------|---|--|---------------------------|
| 請 負 人 | 株式会社 丸本組 代表取締役 須田輝夫 | | |
| 工 事 (業 務) 名 | 雄勝保育所建設工事 | | |
| 変 更 前 | | 原 (当初) 請負契約の内容 | 現請負契約の内容 |
| | 請 負 代 金 額 | 1 3 5 , 2 4 0 , 0 0 0 円 | 円 |
| | 契 約 締 結 年 月 日 | 平成 2 2 年 7 月 1 日 | 平成 年 月 日 |
| | 工 期 (履 行 期 間) | 平成 2 2 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 2 月 1 5 日まで | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |
| 変 更 後 | 変 更 後 請 負 代 金 額 | 1 4 3 , 7 2 8 , 2 0 0 円 | 増 減 額 8 , 4 8 8 , 2 0 0 円 |
| | 変 更 契 約 締 結 年 月 日 | 平成 2 2 年 1 1 月 4 日 | |
| | 工 期 (履 行 期 間) | 平成 2 2 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 2 月 2 8 日まで | |
| 変 更 内 容 | <p>1 地盤改良工事における埋設物撤去について 地盤改良工事の施工中、転石が多いためバックホウによる掘削調査をしたところ、施工範囲全体にわたり地盤改良工事の障害となる転石、コンクリート殻、アスファルト殻等が埋設されていた。 設計のとおりにより地盤改良を行う為には、これらのものを地中から撤去する必要があることから、その撤去と処分に係る費用について変更する。</p> <p>2 所庭の地中埋設物撤去について 上記1による結果を踏まえ、所庭の地中にも人工的な構造物が埋設されている可能性があったことから、敷地内の土壌に関する安全性を確認するために、地下3m程度まで掘削し発見されたコンクリート殻、アスファルト殻等の撤去及び処分に係る費用について変更する。</p> <p>3 植栽伐採工事の追加について 当初設計において、敷地内の既存の植栽撤去については含まれていなかったことから、本工事において撤去することとし、その撤去処分に係る費用について変更する。</p> <p>4 上記1、2の変更に伴い、工期を平成23年2月28日まで延長する。</p> | | |